

バーゼルⅡに関するQ&A

(平成 18 年 3 月 31 日公表、同年 7 月 28 日追加、同年 12 月 27 日追加、
平成 19 年 3 月 23 日追加、同年 5 月 9 日追加、同年 9 月 28 日追加、
平成 20 年 3 月 31 日追加、同年 11 月 17 日追加、平成 21 年 3 月 27 日追加、
同年 9 月 24 日修正、平成 23 年 9 月 12 日修正、
平成 25 年 3 月 28 日追加・修正)

以下に記されている条文番号は、特に記載のない限り、銀行法第 14 条の 2 に基づく告示の
条文番号となっています。

【標準的手法】

【第 6 章（標準的手法）－第 1 節（総則）及び第 2 節（リスク・ウェイト）関係】

<複数の資産を裏付けとする資産の取扱い>

【関連条項】第 48 条

第 48 条-Q1 投資信託等の複数の資産を裏付けとする資産（所謂ファンド）の信用リスク・
アセットの額の算出は、どのように行えばいいですか。（平成 18 年 12 月 27 日追加、平
成 23 年 9 月 12 日修正）

(A)

投資信託等の複数の資産を裏付けとする資産（所謂ファンド）については、原則として、
当該資産の裏付けとなる個々の資産を把握し、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・
アセットの総額を算出する必要があります。その際、個々の銘柄名など、第 48 条に基づき標
準的手法採用行が信用リスク・アセットの額を算出するのに必要とする以上の情報を、把握
することを必ずしも求めるものではありません。また、当該資産の裏付けとなる個々の資産
の把握に際しては、当該資産ごとに一貫性をもって用いることを前提に、決算期末の資産運
用報告書等に代えて、決算期末前の直近の資産運用報告書等を参照することも可能とします。

他方、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な場合には、裏付け
となる資産の運用に関する基準等に基づき、裏付けとなり得る資産のリスク・ウェイトのう
ち最大のを裏付けとなる個々の資産の把握が困難な部分の額（不明部分の額）に適用す
ることにより、信用リスク・アセットの額を算出することで差し支えありません。具体的
には、例えば以下のような方法が想定されます。

1) 裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、第 247 条第 1 項に規定される自己

資本控除とされる証券化エクスポージャーが当該裏付けとなり得る資産に含まれていないことが確認できる場合には、350%のリスク・ウェイトを当該投資信託等の不明部分の額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができます。また、裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、第 247 条第 1 項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポージャーへの最大投資可能額が特定可能な場合には、当該証券化エクスポージャーの最大投資可能額を自己資本控除した上で、残余の不明部分の額に 350%のリスク・ウェイトを乗じて得た額を、当該投資信託等の信用リスク・アセットの額とすることも可能です。その際、自己資本控除される証券化エクスポージャーの額については、当該投資信託等の不明部分の額が上限となります。

2) 裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、第 247 条第 1 項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び第 249 条第 1 項第 1 号ロの表の信用リスク区分「6-4」に該当する証券化エクスポージャーが当該裏付けとなり得る資産に含まれないことが確認できる場合には、150%のリスク・ウェイトを当該投資信託等の不明部分の額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができます。また、裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、第 247 条第 1 項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポージャーへの最大投資可能額及び第 249 条第 1 項第 1 号ロの表の信用リスク区分「6-4」に該当する証券化エクスポージャーへの最大投資可能額がいずれも特定可能な場合には、第 247 条第 1 項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポージャーへの最大投資可能額を自己資本控除した上で、第 249 条第 1 項第 1 号ロの表の信用リスク区分「6-4」に該当する証券化エクスポージャーへの最大投資可能額に 350%のリスク・ウェイトを乗じて得た額及び残余の不明部分の額に 150%のリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額を、当該投資信託等の信用リスク・アセットの額とすることも可能です。その際、自己資本控除及び 350%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額については、当該投資信託等の不明部分の額が上限となります。

3) 裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、第 247 条第 1 項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポージャー、第 249 条第 1 項第 1 号ロの表の信用リスク区分「6-4」に該当する証券化エクスポージャー及び第 6 章第 2 節に定めるリスク・ウェイトが 150%とされる資産が当該裏付けとなり得る資産に含まれないことが確認できる場合には、100%のリスク・ウェイトを当該投資信託等の不明部分の額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができます。また、裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、第 247 条第 1 項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポージャーへの最大投資可能額、第 249 条第 1 項第 1 号ロの表の信用リスク区分「6-4」に該当する証券化エクスポージャーへの最大投資可能額及び第 6 章第 2 節に定めるリスク・ウェイトが 150%とされる資産への最大投資可能額がいずれも特

定可能な場合には、第 247 条第 1 項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポージャーへの最大投資可能額を自己資本控除した上で、第 249 条第 1 項第 1 号口の表の信用リスク区分「6-4」に該当する証券化エクスポージャーへの最大投資可能額に 350%のリスク・ウェイトを乗じて得た額、第 6 章第 2 節に定めるリスク・ウェイトが 150%とされる資産への最大投資可能額に 150%のリスク・ウェイトを乗じて得た額及び残余の不明部分の額に 100%のリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額を、当該投資信託等の信用リスク・アセットの額とすることも可能です。その際、自己資本控除される証券化エクスポージャーの額、350%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及びリスク・ウェイトが 150%とされる資産の額については、当該投資信託等の不明部分の額が上限となります。

(注) 上記例示は再証券化エクスポージャーを含まない場合を想定しています。再証券化エクスポージャーが含まれる可能性がある場合については、再証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトに応じ、取り扱うこととなります。

なお、裏付けとなる資産の運用に関する基準に基づき当該資産の信用リスク・アセットの額を算出する際には、標準的手法採用行は当該運用基準が遵守されているかについて、当該投資信託等に対する外部監査や当該投資信託等からの報告その他の方法を通じ、年 1 回以上確認していることが必要です。また、裏付けとなる個々の資産を把握することが困難な場合で、裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、裏付けとなり得る資産のリスク・ウェイトを当該投資信託等の額に適用することができないときは、第 247 条第 1 項第 1 号に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポージャーが当該裏付けとなる資産に含まれる可能性があることから、当該投資信託等の額を自己資本控除することとなります。

<レバレッジのかかった複数の資産を裏付けとする資産の取扱い>

【関連条項】 第 48 条

第 48 条-Q2 投資信託等の複数の資産を裏付けとする資産（ファンド）で、レバレッジが掛かったものについては、どのように信用リスク・アセットの額を算出すれば良いですか。（平成 19 年 5 月 9 日追加）

(A)

「第 48 条-Q1」に記載の通り、投資信託等の複数の資産を裏付けとする資産（所謂ファンド）については、原則として、当該資産の裏付けとなる個々の資産を把握し、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を算出する必要があります。借入等によって当該投資信託等の裏付資産が膨らんでいる場合（レバレッジが掛かっている場合）においても、まず裏付けとなる資産の構成を「第 48 条-Q1」に基づき把握した上で、それら裏付けとなる資産（ロング・ポジション）の信用リスク・アセットの総額を当該投資信託等の信用リスク・アセットの額とすることとなります。その際、当該投資信託等のロング・ポジション

の総額の把握が必要となります。なお、当該投資信託等を保有する金融機関における簿価が所要自己資本の額の上限となります。

同様に、ショート・ポジションを持つことによって当該投資信託等にレバレッジが掛かっている場合においても、まず裏付けとなる資産の構成を「第48条-Q1」に基づき把握した上で、それら裏付けとなる資産（ロング・ポジション）の信用リスク・アセットの総額を当該投資信託等の信用リスク・アセットの額とすることとなります。その際、当該投資信託等のロング・ポジションの総額の把握が必要となりますが、当該投資信託等のショート・ポジションについては、所要自己資本の算出にあたり考慮する必要はありません。また、当該投資信託等を保有する金融機関における簿価が所要自己資本の額の上限となります。

例えば、以下のような事例が考えられます。

<前提条件>

- 投資信託等の時価及び当該投資信託等を保有する金融機関における簿価：20 百万円
- 当該投資信託等の借入額：80 百万円（レバレッジ5倍）
- 運用報告書等に基づく情報
 - 株式ロング・ポジション：40 百万円
 - 株式ショート・ポジション：15 百万円
 - 日本国債のロング・ポジション：60 百万円
 - その他のロング・ポジション：20 百万円
 - その他のショート・ポジション：5 百万円
 - 当該投資信託等の運用基準によると、株式、日本国債以外では、「A」格以上の社債、邦銀預金でのみ資金を運用することが可能。

	残高 (ロング)	残高 (ショート)	リスク・ ウェイト
株式	40 百万円	15 百万円	100%
日本国債	60 百万円		0%
その他の資産	20 百万円	5 百万円	50%
合計	120 百万円	20 百万円	

当該投資信託等の裏付けとなる資産（ロング・ポジション）の信用リスク・アセットの額
 =50 百万円

当該投資信託等を保有する金融機関におけるリスク・ウェイト
 =50 百万円÷20 百万円=250%

当該投資信託等を保有する金融機関における所要自己資本の額
 =20 百万円×250%×8%=4 百万円

<非依頼格付の使用禁止>

【関連条項】第 48 条、第 49 条、第 256 条、第 284 条

第 49 条-Q1 どのようなものが「非依頼格付」となるのですか。(平成 19 年 3 月 23 日追加)

(A)

標準的手法を採用する金融機関がリスク・ウェイトの判定にあたり使用できる格付とは、中央政府に付与されたものを除き、適格格付機関が発行体からの依頼に基づき付与している格付（依頼を受けて格付が開始されたことを指すものではなく、自己資本比率の算出時点において、発行体からの依頼が継続していることを要する）を指します。従って、適格格付機関が付与した格付であっても、公開情報のみに基づき付与された格付（いわゆる「勝手格付」）を含め、発行体からの依頼に基づくことなく付与された格付は、第 49 条に規定する「非依頼格付」に該当し、自己資本比率の算出上での使用は認められません。ただし、適格格付機関が個々の債券等の格付（個別格付）を付与することについて、発行体からの包括的な依頼を受けていることが特定できる場合や、適格格付機関が公表する情報等に基づき、標準的手法を採用する金融機関が使用しようとする格付が非依頼格付でないことが明らかになっている場合には、必ずしも個別格付毎に依頼の有無を確認することを要しません。

なお、上記に関らず、マーケット・リスク規制（標準的方式）において金利リスク・カテゴリーの個別リスクの額を算出する場合、証券化エクスポージャーの所要自己資本額を算出する場合（内部格付手法における外部格付準拠方式等を含む）、及び複数の資産を裏付けとする資産（いわゆる「ファンド」）について、裏付けとなる個々の構成資産の信用リスク・アセット額を算出する場合においては、適格格付機関が発行体からの依頼に基づくことなく付与した格付も使用できます（複数の資産を裏付けとする資産については、個々の構成資産の売買について、金融機関自身が指図できるものを除く）。

<依頼の有無の特定>

【関連条項】第 49 条、第 51 条

第 49 条-Q2 適格格付機関が格付を付与している場合であっても、発行体による依頼の有無が特定できない場合は、無格付扱いとなりますか。(平成 19 年 3 月 23 日追加)

(A)

発行体又は適格格付機関等を通じた確認の結果、依頼の有無が特定できない格付については、無格付扱いとして差し支えありません。ただし、標準的手法を採用する金融機関が保有するエクスポージャーに対して付与された個別格付について依頼の有無が特定できない場合であっても、当該発行体の他の債務に対する個別格付や債務者信用力格付が依頼に基づき付与されていることが特定できる場合には、第 51 条の規定（個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱い）が適用されます。

なお、標準的手法を採用する金融機関が使用する格付について、依頼の有無を確認するこ

となく無格付扱いとすることは認められませんが、具体的な確認方法は各金融機関の任意の方法によることとします。例えば、①適格格付機関の公表情報等に基づく確認、②適格格付機関への照会、③発行体への照会、④市場情報提供会社等の活用、といった手段が考えられますが、各金融機関が通常用いることとしている確認手段を通じて依頼の有無が特定できない場合は、無格付として差し支えありません。

<格付等の使用基準の設定>

【関連条項】第 50 条、第 1 条第 14 号

第 50 条-Q1 適格格付機関は、我が国当局により選定されたもののみが使用できるのでしょうか。例えば、国際的な格付機関と提携している現地の格付機関等を連結ベースのリスク・アセット算出において使用する際には、我が国当局の承認が必要となるのでしょうか。

(A)

我が国の規制においては、国内外の別なく、格付機関が我が国の基準に照らして適格であれば、適格格付機関として選定されることになっていることから、リスク・ウェイトの判定には海外のエクスポージャーを含め、我が国当局が選定した適格格付機関の格付のみが使用可能となります。

<現金>

【関連条項】第 55 条

第 55 条-Q1 「現金」とは何を指しますか。

(A)

現金とは、連結貸借対照表の「現金勘定」を指すものとします。したがって、銀行券・硬貨、外国通貨、金のほか、手形小切手等も含まれます。

<中央政府>

【関連条項】第 56 条、第 94 条第 1 項第 1 号表脚注

第 56 条-Q1 「中央政府」とは何を指しますか。

(A)

我が国の「中央政府」とは、国の行政機関である府、省、委員会及び庁を指し、これらが所掌事務を遂行するために設置した内部部局、審議会・協議会その他の機関及び地方支分部局も含めるものとします。なお、立法機関、司法機関についても上記に準ずるものとします。

外国の「中央政府」とは、各国の自己資本比率規制上定めたそれぞれの「中央政府」の定義によるものとし、定義が定められていない場合には我が国の「中央政府」の基準に準じて取扱うものとします。

<我が国の地方公共団体>

【関連条項】第 58 条

第 58 条-Q1 「我が国の地方公共団体」とは何を指しますか。(平成 20 年 3 月 31 日修正)

(A)

「我が国の地方公共団体」とは、地方自治法第 1 条の 3 第 2 項及び第 3 項に定める以下のものを指します。

- ・ 普通地方公共団体：都道府県及び市町村
- ・ 特別地方公共団体：特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団

なお、地方公務員等共済組合等は「我が国の地方公共団体」には該当しません。

<地方公営企業>

【関連条項】第 58 条

第 58 条-Q2 地方公営企業向けのエクスポージャーは、どのように扱いますか。

(A)

地方公営企業は、地方自治法に基づき地方公営企業法によって具体的内容が定められており、実質的には地方公共団体の内部組織であることから、我が国の地方公共団体向けのエクスポージャーと同様に取扱うこととします。

<外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門>

【関連条項】第 59 条

第 59 条-Q1 「外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門」の判断基準は何ですか。

(A)

「外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門」に該当するかどうかの判断は、各国が自己資本比率規制上定めたそれぞれの「公共部門」の定義によるものとし、定義が定められていない場合には、我が国の「政府関係機関」及び「地方公共団体」の基準に準じて取扱うものとしします。

第 61 条-Q1 (平成 20 年 11 月 17 日削除)

<預金保険機構、整理回収機構>

【関連条項】第 61 条、第 63 条

第 61 条-Q2 「預金保険機構」及び「整理回収機構」に対するエクスポージャー（預金保険機構の「金融安定化拠出基金」及び「企業再生支援勘定」に対する拠出金を含む）については、どのように扱いますか。(平成 21 年 9 月 24 日修正)

(A)

「預金保険機構」は預金保険法により設立され、かつ政府過半出資の法人であることから「我が国の政府関係機関」に該当します。よって、「預金保険機構」に対するエクスポージャーには第 61 条が適用されます。

「整理回収機構」は株式会社ですが、銀行免許を取得していることから「金融機関」に該当します。よって、「整理回収機構」に対するエクスポージャーには第 63 条が適用されます。

<株式会社日本政策投資銀行向けエクスポージャー>

【関連条項】第 61 条、第 63 条、第 1 条第 36 号及び第 37 号等

第 61 条-Q3 株式会社日本政策投資銀行が、預金の受入れ等を開始した後は、どのような取扱いとなりますか。(平成 20 年 11 月 17 日追加)

(A)

株式会社日本政策投資銀行（以下、「会社」という。）は、株式会社日本政策投資銀行法第 9 条において、同法第 3 条第 1 項第 1 号に規定する預金の受入れ又は金融債（日本政策投資銀行債）の発行を開始しようとするときは、内閣総理大臣の同意の下、あらかじめ財務大臣の承認を受けなければならないこととされており、当該承認を受けた後の会社については、同法第 10 条に基づき、銀行法の規定が準用されます。財務大臣による当該承認を受けた後の会社向けエクスポージャーについては、第 63 条に規定する「金融機関向けエクスポージャー」（内部格付手法採用行の場合は、第 1 条第 37 号に規定する「金融機関等向けエクスポージャー」）として取り扱うことが適当と考えられます。

なお、会社が、財務大臣による当該承認を受ける前において、政府による出資が過半を下回ることとなる場合には、会社が当該承認を受けるまでの間、第 65 条に規定する「法人等向けエクスポージャー」（内部格付手法採用行の場合は、第 1 条第 35 号に規定する「事業法人向けエクスポージャー」）として取り扱われることに留意が必要です。

<外国銀行>

【関連条項】第 63 条

第 63 条-Q1 「外国銀行」とは何を指しますか。

(A)

「外国銀行」とは、外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（銀行法第 10 条第 2 項第 8 号）を指し、原則として貸出と預金の受入れを併せ行う金融機関をいいます。例えば、香港の DTC (Deposit-Taking Companies)、イギリスの住宅金融組合 (Building Societies) なども「外国銀行」として取扱って差し支えありません。

<外国の国立銀行、国営銀行>

【関連条項】第 63 条、第 59 条

第 63 条-Q2 外国の国立銀行又は国営銀行はどのように扱いますか。

(A)

銀行法第 10 条第 2 項第 8 号に規定された「外国銀行」に該当する場合には、すべて「金融機関向けエクスポージャー」として扱うものとします。

「外国銀行」に該当しない場合であって、第 59 条の「外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門」に該当するときは、第 63 条第 1 項に定めるリスク・ウェイトを適用します（「外

国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門」の判断基準については「第 59 条-Q1」も参照のこと。

上記のいずれにも該当しない場合には、法人等向けエクスポージャーとして、第 65 条が適用されます。

<負債性資本調達手段に該当する債券>

【関連条項】第 63 条第 3 項

第 63 条-Q3 金融債のうち永久劣後債、期限付劣後債等の負債性資本調達手段に該当する債券を保有する場合、どのように扱いますか。

(A)

金融債のうち、永久債・期限付劣後債等の負債性資本調達手段に該当する債券については、第 8 条第 1 項第 1 号等に規定するいわゆる「意図的保有」に該当する場合を除き、第 63 条第 3 項により 100%のリスク・ウェイトが適用されます。

負債性資本調達手段に該当する債券が「意図的保有」に該当する場合には、当該債券相当額を自己資本より控除することとなりますが、第 10 条第 2 項第 1 号等により、当該債券をリスク・アセットの額に含めることは不要となります。

<転換社債>

【関連条項】第 63 条、第 64 条、第 65 条、第 76 条等

第 63 条-Q4 「転換社債」(新株予約権付社債)はどのように扱いますか。

(A)

「転換社債」について、一定の価格(基準価格)を上回った場合に新株予約権を行使する権利を社債権者が有している場合、「転換」までは社債として扱い、権利行使後は株式として扱うこととします。

<コール取引の取扱い>

【関連条項】第 63 条

第 63 条-Q5 コール取引について、短資会社が介在した場合にはどのような取扱いとなるのですか。(平成 19 年 3 月 23 日追加)

(A)

契約当初の満期が 3 か月以内の国内におけるコール取引は、短資会社の介在の有無に拘わらず全て、第 63 条第 2 項に該当する取引として取り扱うこととし、リスク・ウェイトは 20%を適用します。なお、上記以外のコール取引については、原則通り取引相手(例えば、ディーリング方式の場合は短資会社)に対するエクスポージャーとして信用リスク・アセットの額を算出します。

<第一種金融商品取引業者等>

【関連条項】第 64 条

第 64 条-Q1 第一種金融商品取引業者（これに準ずる外国の者を含む）又は経営管理会社（これに準ずる外国の者を含む）が「バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準」の適用を受けるか否かの判断はどのように行いますか。（平成 19 年 9 月 28 日修正）

(A)

第一種金融商品取引業者又は経営管理会社が「バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準」の適用を受けるか否かの判断は、当該第一種金融商品取引業者又は経営管理会社の本店所在地を基準として行うものとします。

なお、この場合の当該第一種金融商品取引業者又は経営管理会社とは、連結ベースの親会社ではなく、個々の第一種金融商品取引業者又は経営管理会社の本店所在地によって判断することに留意が必要です。

国内の経営管理会社が「バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準」の適用を受けるか否かの判断は、当該経営管理会社が金融コングロマリット監督指針Ⅱ-2-1(2)②(算定方法)の規定又は平成 18 年金融庁告示第 20 号(銀行法第 52 条の 25 の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準)の規定に基づき合算自己資本等の計算を行っているかどうかを基準として行うものとします。

なお、「バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準」の適用を受ける国としては、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スウェーデン、スイス、イギリス及びアメリカが含まれます。

<ローン・パーティシペーション>

【関連条項】第 65 条等

第 65 条-Q1 標準的手法採用行が「ローン・パーティシペーション」を行った場合、どのように扱いますか。

(A)

標準的手法採用行がローン・パーティシペーション取引を行った場合において、日本公認会計士協会の「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示(平成 7 年 6 月 1 日付会計制度委員会報告第 3 号)」に基づき、原債権に係る信用リスク(原債務者に対する信用リスク)が、参加割合についてすべて投資家に移転することとなる場合、参加利益の売却を行った標準的手法採用行は、当該参加割合の原債権に係るリスクアセットを計上する必要はありません。

また、標準的手法採用行が、このような参加利益を購入した場合は、当該参加利益に係るリスクアセットを計上する必要がありますが、その際適用されるリスク・ウェイトは、原債務者と原債権者(参加利益の売却者)それぞれのリスク・ウェイトを合算したリスク・ウェイトとします。

<フル・リコース型の債権譲渡取引の取扱い>

【関連条項】第 65 条等

第 65 条-Q2 譲渡人（セラー）より債権を購入するに際し、譲渡対象債権に 3 月以上延滞等一定の事由が生じた場合に、当該事由が生じた譲渡対象債権をセラーが買い戻すことが条件となっているときは、セラー向けの直接与信として信用リスク・アセットの額を算出することは可能ですか。（平成 19 年 5 月 9 日追加）

(A)

譲渡人（セラー）より債権を購入した場合、譲受人である標準的手法採用行は当該譲渡対象債権の信用リスク・アセットの額を第 48 条に基づき算出することとなります。もともと、譲渡対象債権に 3 月以上延滞等一定の事由が生じた場合に、当該事由が生じた譲渡対象債権をセラーが無条件で全額買い戻すこと（補償・補填を通じ、譲受人の損失が発生しないことを含む）が条件となっているときは、セラー向けのエクスポージャーとリスク特性が同様になり得るほか、本邦の金融実務においてもセラー向けの直接与信として管理されていることが通常です。こうしたリスク特性及び本邦金融実務を踏まえ、次の 2 つの要件を満たしている債権譲渡取引については、譲渡対象債権に係るリスク・ウェイトに代えて、セラー向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトを第 6 章第 2 節に基づいて適用することを可能とします。

- ① セラーが譲渡対象債権を買い戻す事由に、当該譲渡対象債権について支払期日又は当初予定されていた返済スケジュールに遅延が生じる場合が含まれていること（注）。
- ② 譲渡対象債権を買い戻す事由が発生した場合は、セラーは当初約定された回収金引渡し期日又は買い戻し期日までに当該事由が生じた譲渡対象債権を譲受人より遅滞なく買い戻し、譲受人である標準的手法採用行は、セラーに対して当該事由が生じた譲渡対象債権の残高相当額に関する支払いを求めることができるのと同等の請求権を有する旨契約書に定められていること。

例えば、以下のような取引において、上記①及び②に掲げる条件を満たしている場合は、セラー向けのエクスポージャーとして取扱うことが想定されます。

- 企業（商社等）が自社の売掛債権又は当該売掛債権を信託譲渡して得る受益権を金融機関に売却する取引。
- 企業（製造業者等）が自社の輸出手形債権又は当該輸出手形債権を信託譲渡して得る受益権を金融機関に売却する取引。
- 企業（小売業者等）が自ら賃借する建物等の賃貸人に対する貸付金債権又は貸付金債権を信託譲渡して得る受益権を金融機関に売却する取引。
- リース会社が自社のリース料債権又は当該リース料債権を信託譲渡して得る受益権を金融機関に売却する取引。

（注）セラーが譲渡対象債権を買い戻す事由として要件①通りの内容が契約上記されていない場合でも、当該契約上明記されている買い戻し事由によって要件①が実質的に担保されて

いるならば、要件を満たす扱いとして差し支えありません。

<法人等向けエクスポージャーの特例>

【関連条項】第 67 条

第 67 条-Q1 第 67 条第 1 項に「標準的手法採用行は、継続的に用いることを条件として、すべての法人等向けエクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる」との特例が規定されていますが、この特例を事業単位毎に適用することは可能でしょうか。（平成 18 年 7 月 28 日追加）

(A)

この特例を適用する場合には、全ての事業単位の法人等向けエクスポージャーについてリスク・ウェイトを 100%とする必要があります。

<「一の債務者」の名寄せ>

【関連条項】第 68 条第 1 項

第 68 条-Q1 「一の債務者」の具体的な名寄せの範囲はどのようになりますか。

(A)

以下に掲げる者を「一の債務者」として主たる債務者と名寄せするものとします。なお、名寄せは、オフ・バランス取引等の与信相当額も含めて行うこととなりますので、ご留意下さい。

- ①債務者たる中小企業の代表者
- ②債務者たる中小企業を親会社とする子会社（中小企業に限る。）及びその代表者
- ③債務者たる中小企業の代表者と生計を一にする家族
- ④債務者と生計を一にする家族
- ⑤その他当該債務者と密接不可分な関係にある者

<「中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー」の仕分け>

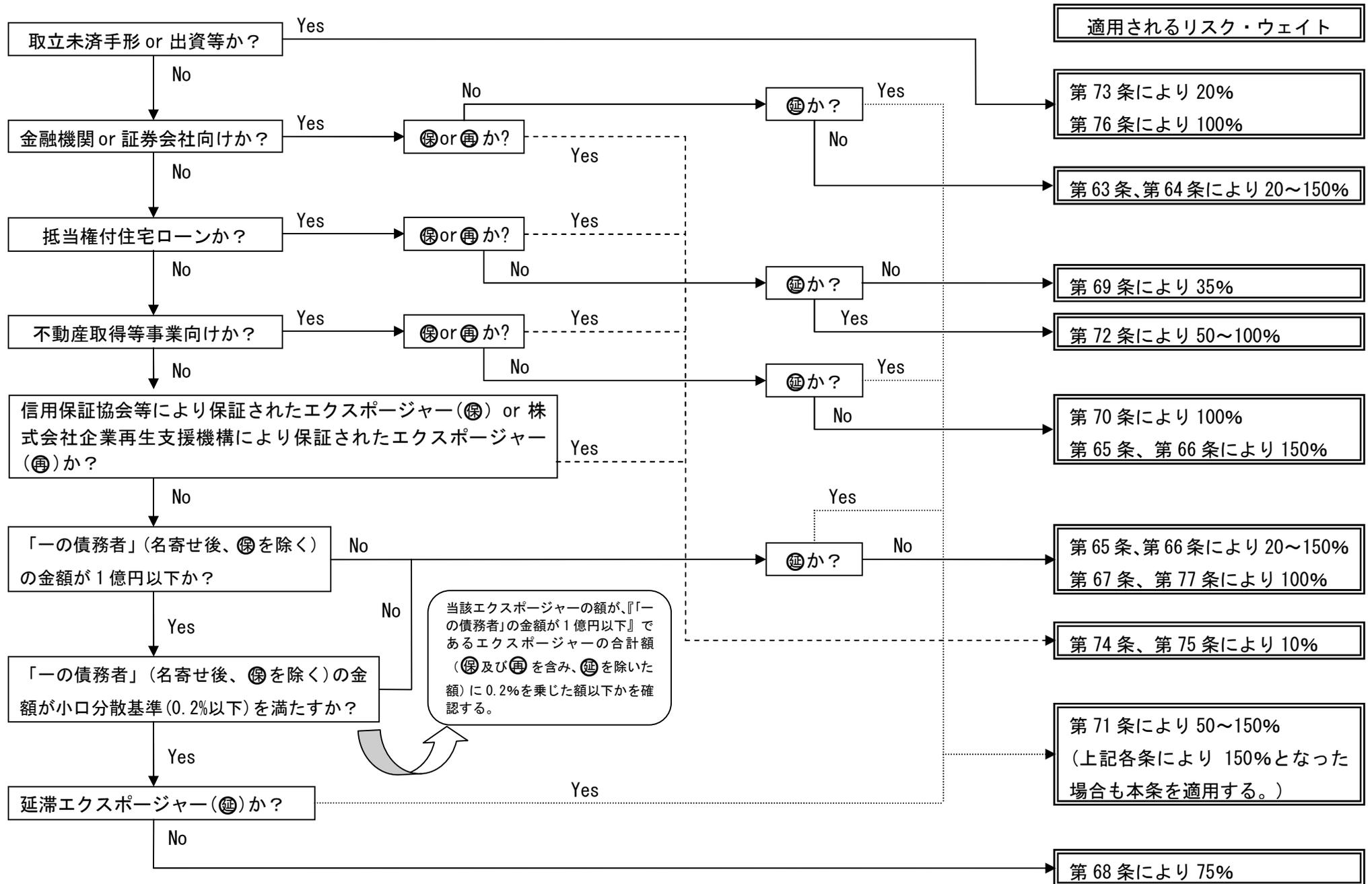
【関連条項】第 68 条第 1 項

第 68 条-Q2 中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーを算出する際のエクスポージャーの仕分けはどのように行えばよいのですか。

(A)

別添のフローチャート図（「中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー」の仕分け）を参照してください。

(別添)「中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー」の仕分け



<中小企業等の定義>

【関連条項】 第 68 条第 3 項

第 68 条-Q3 法人の業種はどのように分類するのですか。

また、会社以外の法人の場合、従業員とはどういうものをいうのですか。

(A)

日本標準産業分類に基づき業種を分類します。

また、会社以外の法人の場合、従業員とはその法人に常勤する者を指します。

<抵当権付住宅ローン>

【関連条項】 第 69 条

第 69 条-Q1 「抵当権付住宅ローン」には、資金用途による制限があるのですか。

(A)

35%のリスク・ウェイトが適用される「抵当権付住宅ローン」の資金用途は、自己居住用住宅及び賃貸用住宅の取得・建築及び増改築を目的とするものに限られます。

次のような住宅関連貸出は「抵当権付住宅ローン」の対象とはなりません。

(例)

- ・別荘等購入資金の抵当権付貸出（第 69 条第 1 号イ）
- ・社宅建築用資金の貸出（第 69 条第 3 号ロ）
- ・分譲住宅又は転売目的の住宅取得用資金の貸出
- ・従業員用住宅ローンへの転貸を目的とする会社向け貸出
- ・住宅担保付で資金用途自由の消費者ローン

<抵当権付住宅ローン>

【関連条項】 第 69 条

第 69 条-Q2 店舗住宅など、一つの不動産が事業用（賃貸住宅を除く）と自己居住用の併用となっている場合、床面積で按分し、後者の部分に関する抵当権の額に対応するエクスポージャーを、35%のリスク・ウェイトが適用される「抵当権付住宅ローン」として扱うことはできますか。

(A)

一つの不動産に事業用（賃貸住宅を除く）の部分がある場合、当該不動産に自己居住用部分があっても、自己居住用部分に関する抵当権の額をもって、エクスポージャーの一部又は全部を「抵当権付住宅ローン」として扱うことはできません。

<抵当権付住宅ローン>

【関連条項】 第 69 条

第 69 条-Q3 抵当権付住宅ローンの抵当権の範囲はどこまで含まれるのですか。

(A)

抵当権付住宅ローンが第 69 条の要件を満たすためには、住宅ローンの資金使途が「住宅の建設、取得又は増改築」である必要があります。しかし、当該住宅ローンが「抵当権により完全に保全されている」（同条第 2 号）かどうかを判断するに当たって、抵当権の設定対象である住宅及びその敷地の「全部」が当該住宅ローンにより取得されたことが必要なわけではありません。よって、抵当権の設定対象である住宅及びその敷地の一部が自己資金など、当該住宅ローン以外の手段により取得されたものであっても、それを含めて当該住宅ローンが「抵当権により完全に保全されている」かどうかを判断することができます。

< 抵当権付住宅ローン >

【関連条項】 第 69 条

第 69 条-Q4 住宅ローンに根抵当権が付いている場合のリスク・ウェイトは何%となりますか。

(A)

根抵当権であっても第 69 条の要件を満たせばリスク・ウェイトを 35%とすることができます。この場合、算出基準日において、住宅ローンの残高が極度額（担保評価額が極度額を下回る場合には担保評価額）の範囲内であれば、「抵当権により完全に保全されている」として差し支えありません。

< 抵当権付住宅ローン >

【関連条項】 第 69 条

第 69 条-Q5 住宅ローンの保証人である保証会社が、抵当権者である場合も、第 69 条の抵当権付住宅ローンとして扱うことはできますか。

(A)

第 69 条の抵当権付住宅ローンの抵当権は、当該住宅ローンが保証会社により保証されている場合には、保証会社が抵当権者である場合を含むものとします。その場合、抵当権は原則として第一順位のものである必要がありますが、公的機関が第一順位の抵当権者であり、かつ、担保余力がある場合には、当該保証会社が次順位の抵当権者である場合でも第 69 条の要件を満たします。

< 抵当権付住宅ローン >

【関連条項】 第 69 条

第 69 条-Q6 附則第 17 条の経過措置の対象となるものを除き、抵当権付住宅ローンとして 35% のリスク・ウェイトを適用するためには、第 69 条第 2 号の「抵当権により完全に保全されていること」の充足が必要になりますが、どの程度の確認を行う必要がありますか。(平成 19 年 3 月 23 日追加)

(A)

一般に、金融機関は小口かつ多数の住宅ローン債権を保有していることから、全ての住宅ローンについて担保物件の評価を頻繁に行うことは、実務上困難かつ負担が大きいものと考えられます。各金融機関による担保物件の管理方法は多様であることから、物件評価の手法・頻度・範囲については、各金融機関の創意・工夫により合理的かつ実現可能な方法で行うことで差し支えありません。第 69 条第 2 号に規定する要件は、住宅ローンの抵当権による保全状況について必要限度を超えた頻繁な確認を求めるものではありません。また、確認を行う範囲についても、必ずしも全ての物件を対象とする必要はなく、実行時における頭金の比率や地価下落の状況等に応じて対象を絞ることも合理的であると考えます。なお、既存の住宅ローンについて平成 19 年 4 月 1 日以降に追加実行を行った場合は、「平成 19 年 3 月 31 日において保有する」ものでないことから、附則第 17 条における経過措置の適用対象外となることに注意が必要です。

< 延滞エクスポージャー >

【関連条項】 第 71 条

第 71 条-Q1 延滞エクスポージャーのリスク・ウェイト判断に当たってエクスポージャー額に対する個別貸倒引当金等の割合を計算する際に、ディスカウント部分を個別貸倒引当金等と同様に扱うことはできますか。

(A)

ディスカウント部分は、第 71 条に規定する個別貸倒引当金等に該当しないことから、エクスポージャー額に対する個別貸倒引当金等の割合の計算において勘案することはできません。

< 延滞エクスポージャー >

【関連条項】 第 71 条

第 71 条-Q2 第 71 条に規定する「個別貸倒引当金等」に、一般貸倒引当金 (DCF 法によるものを含む) は含まれますか。

(A)

一般貸倒引当金は第 71 条に規定する「個別貸倒引当金等」には含まれません。

< 延滞エクスポージャー >

【関連条項】 第 71 条、第 72 条

第 71 条-Q3 抵当権付住宅ローンとそれ以外のエクスポージャーが同一の債務者に供与されて

いる場合、①抵当権付住宅ローン又は②それ以外のエクスポージャーのいずれか一方のみが延滞しているときでも当該債務者に対するエクスポージャーはすべて延滞エクスポージャーになるのですか。

(A)

同一の債務者に供与されている①又は②のエクスポージャーのいずれかが延滞していれば、①及び②の双方を延滞エクスポージャーとして扱います。

<延滞エクスポージャー>

【関連条項】第71条、第72条

第71条-Q4 延滞エクスポージャーのリスク・ウェイト判断のために第71条の引当率を計算する際、同一の債務者に抵当権付住宅ローンとそれ以外のエクスポージャーが供与されている場合、それぞれの引当率はどのように計算すればよいですか。

(A)

原則として、実際の引当状況に応じて引当率を算出します。ただし、同一の債務者に係る引当金を抵当権付住宅ローン向けとそれ以外のエクスポージャー向けとの間で厳密に区分することが実務的に困難な場合には、個別貸倒引当金をエクスポージャーの残高に応じて比例按分し、各エクスポージャーの引当率を計算しても差し支えありません。

<延滞エクスポージャー>

【関連条項】第71条、第72条

第71条-Q5 同一銀行グループ内の複数の法人（銀行及びその子会社等）で同一債務者に信用供与を行っている場合、信用供与を行っている法人のいずれかにおいて延滞エクスポージャーとなっているときは、他の法人でも延滞エクスポージャーとする必要がありますか。（平成18年7月28日追加）

(A)

一般に、同一銀行グループ内での信用供与については、グループ内で整合的な取扱いが行われるものと考えられますが、必ずしも、いずれかの法人で延滞エクスポージャーとされている債務者について、他の法人で延滞エクスポージャーとしなくても差し支えありません。

<未決済為替貸>

【関連条項】第73条

第73条-Q1 「未決済為替貸」のリスク・ウェイトは何%ですか。

(A)

「未決済為替貸」（内国為替決済制度における金融機関相互間の対他行為替貸借を日本銀行の預け金口座により資金決済するまでの間の未決済勘定を処理する勘定）は「取立未済手形」として取扱うこととし、20%のリスク・ウェイトを適用するものとします。

なお、「未決済為替貸」と「未決済為替借」との相殺は認められません。

<緊急保証などリスク・ウェイト特例の対象となる保証>

【関連条項】第74条

第74条-Q1 「中小企業信用保険法に規定する経営安定関連保証であって必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証」にはどのようなものが該当しますか。(平成21年3月27日追加)

(A)

中小企業信用保険法第2条第4項に規定する特定中小企業者(注)に対する同法第12条に規定する経営安定関連保証(所謂「セーフティネット保証」)は、信用保証協会の責任負担100%を前提とした保証であり、その保証については、ほぼ全額政府の財政措置によるバックアップが講じられていることから、特例的にリスク・ウェイトを0%としたものです。

具体的には、日本政策金融公庫再保険分にかかる政府出資金による財政措置に加え、公庫の再保険が付されていない部分についても、全国信用保証協会連合会保証分にかかる政府補助金による財政措置があり、ほぼ全額政府予算によるバックアップが講じられているものです。

したがって、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第4条第1項に規定する創業等関連保証、産業活力再生特別措置法第33条第3項に規定する創業関連保証(所謂「再挑戦支援保証」)、中小企業信用保険法第3条の9に規定する事業再生保険に係る保証については、上記と同様に、ほぼ全額政府予算によるバックアップが講じられているものであり、「中小企業信用保険法に規定する経営安定関連保証であって必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証」として取り扱うことで差し支えありません。

なお、上記の保証に関しては、現在における政府の財政措置のあり方等が変更される場合には、リスク・ウェイトの取扱いを見直す場合があることに留意が必要です。

(注) 対象となる特定中小企業者は、同者のうち、所謂「セーフティネット保証第1号～第6号」の認定を受けたもの、若しくは、特別小口保険にかかる保証および小口零細企業保証を受けたものが該当します。

<未収収益>

【関連条項】第77条

第77条-Q1 「未収収益」のリスク・ウェイトはどのように判断しますか。

(A)

「未収収益」についても、原則として取引相手方に応じたリスク・ウェイトを適用しなければなりません。ただし、取引相手方が判別できない場合は、リスク・ウェイトを100%とします。

<保管有価証券等>

【関連条項】第 77 条

第 77 条-Q2 債券貸借取引において借入れた有価証券や、先物取引の受託により受け入れた証拠金
代用有価証券等の現物を処理する「保管有価証券等」は、リスク・アセットの対象外としてよい
ですか。

(A)

リスク・アセットの対象外として差し支えありません。

【第6章（標準的手法）－第3節（オフ・バランス取引）関係】

<「信用供与に直接的に代替する偶発債務」等>

【関連条項】第78条

第78条-Q1 「信用供与に直接的に代替する偶発債務」、「特定の取引に係る偶発債務」とは何をいうのですか。

(A)

「信用供与に直接的に代替する偶発債務」（掛目 100%）とは、取引相手方の金融債務を直接保証することによって生ずる偶発債務であり、借入金の保証、有価証券の保証、手形の引受けの他、関税保証、租税延納保証、運賃等後納保証、元本補填信託契約等が該当します。

これに対し、「特定の取引に係る偶発債務」（掛目 50%）とは、取引相手方の金融債務そのものを補強するものではなく、日常業務の取引遂行能力に関して保証することによって生ずる偶発債務であり、契約履行保証、入札保証、品質保証の他、貿易取引に係る引取保証、貨物貸および前受金返還保証、前払式証票発行保証等もこれに該当します。

<買戻条件付資産売却の想定元本額>

【関連条項】第78条

第78条-Q2 買戻条件付資産売却の想定元本額は、売却・買戻のいずれの額とするのですか。

(A)

買戻条件付資産売却の想定元本額は、当該資産の「買戻金額」とします。

<フォワード・コミットメントの与信換算率>

【関連条項】第78条

第78条-Q3 フォワード・コミットメントの掛目は何%ですか。

(A)

契約の締結日からコミットメント期間の終了日までが1年超であるフォワード・コミットメントは、通常のコミットメントと同様に、原則として掛目は50%となります。

ただし、銀行が一定の通知期間なく無条件で取消可能な期間ないし期日がある場合には、取消不能となった日からコミットメント期間の終了日までの期間が1年以内であれば、20%の掛目を適用します。

<更改型のコミットメント契約>

【関連条項】第78条

第78条-Q4 更改型のコミットメント契約の場合、「原契約期間が1年以下のコミットメント」となる要件は何ですか。

(A)

更改型のコミットメント契約の場合、「原契約期間が1年以下のコミットメント」となる要件は以

下のとおりです。

- ① 契約期間が1年以下の契約であること。
- ② 契約を更改する前に十分な期間及び内容の与信再審査を行い、当該再審査の結果によっては無条件に更新しないことができること。

<自行保証付き債券の取得>

【関連条項】第78条、第80条

第78条-Q5 自行が保証している債券を取得した場合にはどのように扱いますか。

(A)

自行が保証している債券を取得した場合、取得した債券は無保証扱いとなり、債券発行者のリスク・ウェイトを適用するものとします。

債券の保証は、「信用供与に直接的に代替する偶発債務」に該当するため、掛目を100%としたうえで、当該債券発行者に対するリスク・ウェイトが適用されますが、保有債券相当額は当該保証の総額から控除して差し支えありません。

<取引の経済効果を反映した想定元本>

【関連条項】第78条第1項

第78条-Q6 カレント・エクスポージャー方式において、「取引の経済効果を反映した」想定元本とは、具体的に何をいうのですか。

(A)

「取引の経済効果を反映した」想定元本とは、必ずしも契約上定められる想定元本額そのものではなく、オフ・バランス取引の実際の取引規模を表す想定元本をいいます。

例えば、金利スワップ契約（固定・変動）において、変動金利を「LIBOR×3」としているような場合、「その取引の経済効果を反映した想定元本」は、「契約上定められている想定元本額」×3となります。

<コミットメント、当座貸越契約の掛目>

【関連条項】第78条

第78条-Q7 コミットメントの掛目は何%になりますか。（平成18年7月28日追加）

(A)

コミットメント（長期貸出の未実行部分を含む。）の掛目については、原契約期間が1年以内の場合は20%（第78条第1項第2号）、1年超の場合は50%（同項第6号）が適用されます。なお、長期貸出の未実行部分の原契約期間は、通常、未実行貸出の実行可能日から実行可能期限までの期間とします。

ただし、以下の(1)または(2)の場合には、各々の掛目が適用されます。

(1) 契約上の原契約期間が1年以内であっても、実質的に判断して銀行が義務を負っている期間が1年超の場合には、原契約期間は1年超であると判断し、50%の掛目が適用されます。例えば、契約上の原契約期間が1年以内であっても、自動延長可能な場合や延長を銀行が拒絶できない場合は、1年超と判断されます。

なお、取引相手先の再審査を行い、契約の延長可否及びその内容（期間や条件を含む。）に対し銀行が総合的な裁量権を有する場合には、延長した契約を新規のものとみなし、新・旧契約それぞれの原契約期間に応じて判断するものとします。

(2) 銀行が一定の通知期間なく任意の時期に無条件で取消し可能であり、かつ、最低1年に1度は取引相手先の再審査等（注）を行う場合には、0%の掛目が適用されます。

なお、当座貸越契約が上記の要件を満たす場合には0%の掛目が適用されますが、取消不能の旨の取決めがなされている場合には、「任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント」とは扱われません。

（注）例えばカードローンにおいては、当面の措置として、毎月の延滞状況の調査（いわゆるスクリーニング）も再審査とみなします。

<投資事業組合等への出資枠の取扱い>

【関連条項】第78条

第78条-Q8 事業再生等を目的とする投資事業組合等への出資枠の未引出額の掛目は何%ですか。
(平成18年12月27日追加)

(A)

事業再生等を目的とする投資事業組合等への出資に際しては、通常、契約期間中に当該投資事業組合等から出資の要求（キャピタル・コール）があった場合に、一定の金額（出資枠）を限度に出資を行う契約になっています。このような出資契約においては、与信先からの要求に応じ一定の金額（融資枠又はコミットメント額）を限度に資金を提供する点において、コミットメントと基本的に同様と考えられることから、出資枠から既に出資した額を控除した未引出額の与信相当額を算出するに際しては、第78条第1項のコミットメントに係る掛目を当該未引出額に乗じることとします。例えば、当該出資契約を任意の時期に無条件で取消可能な場合、第78条第1項に基づき、未引出額に対して0%の掛目を乗じて得た額を既に出資した額に加えた額が、当該出資契約の信用リスクに係る与信相当額となります。同様に、当該出資契約の原契約期間が1年以内の場合には20%の掛目を、原契約期間が1年超の場合には50%の掛目を未引出額に乗じて得た額と既に出資した額の総額が、当該出資契約の信用リスクに係る与信相当額となります。

<有価証券の貸付・担保提供等の想定元本額>

【関連条項】第78条第1項第8号、第91条

第78条-Q9 有価証券の貸付や担保の提供等の取引を行った場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額はどのように算出すれば良いのか。（平成19年3月23日追加）

(A)

有価証券の貸付、担保の提供等の取引を行った場合は、第 78 条第 1 項第 8 号の定めに従い与信相当額を算出する必要がありますが、その際に掛目を乗じる対象となる額（第 78 条第 1 項柱書では「想定元本額」と記載）は、有価証券の時価（手形については額面）となります。

なお、当該取引相手より借り入れた資産、受け入れた担保等が存在し、これらが適格金融資産担保の要件を満たす場合は、信用リスク削減効果を勘案することが可能となります。この際、適格金融資産担保に係る信用リスク削減手法について包括的手法を用いる金融機関は、エクスポージャーの額（E。信用リスク削減手法適用前の与信相当額）に対して「 $1 + He$ （エクスポージャーが第 78 条第 1 項第 8 号に規定する与信相当額である場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率）」を乗じたうえで、信用リスク削減効果を勘案する必要があることに留意が必要です（第 91 条参照）。ただし、契約上のキャッシュ・フローが確定している有価証券の貸付や担保提供等を行う場合は、上記 $E \times (1 + He)$ について、自己資本比率算出基準日以降のキャッシュ・フローの単純合計値を上限とすることで差し支えありません。

< 株価指数先物取引の取扱い >

【関連条項】 第 78 条第 2 項等

第 78 条-Q10 株価指数先物取引の信用リスク・アセットの額はどのように計算すればよいですか。 (平成 20 年 3 月 31 日追加、平成 25 年 3 月 28 日修正)
--

(A)

株価指数先物取引は第 78 条第 2 項第 2 号に規定する「先物資産購入」に該当する取引であるため、同項の規定により、当該取引の対象資産に係る与信相当額に当該資産に係るリスク・ウェイトを適用して（標準的手法採用行にあっては出資等のエクスポージャー、内部格付手法採用行にあっては株式等エクスポージャーとして）、当該取引の対象資産に係る信用リスク・アセットの額を算出する必要があります。

【第6章（標準的手法）－第4節（派生商品取引及び長期決済期間取引）関係】

<長期決済期間取引のアドオン掛目>

【関連条項】第79条第2項第1号、第79条の2

第79条-Q1 長期決済期間取引となる同時決済取引で、経過営業日数が4日以内のものについてカレント・エクスポージャー方式を用いる場合、アドオンの掛目はどの残存期間のものを用いますか。（平成18年7月28日追加）

(A)

長期決済期間取引となる同時決済取引について、決済日の後、経過営業日数が4日以内のものについても派生商品取引と同様の扱いを維持することとした（第79条第2項第1号）のは、第79条の5で資本賦課の対象となるのが経過営業日数が5日以上であるため、それまでの期間は決済日以前の扱いを維持することを目的としています。

よって、決済日の後、経過営業日数が4日以内の期間においても、「1年以内」の残存期間に対応する掛目を用いるものとします。

<外国為替関連取引の想定元本額>

【関連条項】第79条の2第3項

第79条の2-Q1 カレント・エクスポージャー方式を用いた場合に、外国為替関連取引の想定元本額はどのような基準で計上するのですか。

(A)

外国為替関連取引における想定元本額の計上基準は次のとおりとします。

- ・ 異種通貨間の金利スワップ
金利支払サイドの通貨による想定元本金額
- ・ 先物外国為替取引
売為替または買為替いずれかの想定元本金額
- ・ 通貨先物取引
いずれか一方の通貨の想定元本金額
- ・ 通貨オプション
コール・オプションの買の想定元本金額、プット・オプションの買の想定元本金額

<金利関連取引の想定元本額>

【関連条項】第79条の2第3項

第79条の2-Q2 カレント・エクスポージャー方式を用いた場合に、金利関連取引の想定元本額はどのような基準で計上するのですか。

(A)

金利関連取引における想定元本額の計上基準は次のとおりとします。

- ・ 同一通貨間の金利スワップ
想定元本金額
- ・ 金利先渡取引（FRA）
想定元本金額
- ・ 金利先物取引
想定元本金額
- ・ 金利オプション
コール・オプションの買の想定元本金額、プット・オプションの買の想定元本金額

<変則キャッシュフローと結びついたスワップ取引の想定元本額>

【関連条項】第79条の2第3項

第79条の2-Q3 カレント・エクスポージャー方式において、変則キャッシュフローと結びついたスワップ取引の想定元本額はどのように算出するのですか。

(A)

変則キャッシュフロー（例：分割弁済付ローン、分割実行ローン、リパッケージ債）と結びついたスワップ取引の想定元本額については、残存期間中の最大値とします。

<相殺消去>

【関連条項】第79条の2、第79条の3、第79条の4

第79条の2-Q4 派生商品取引及び長期決済期間取引のうち、本支店間または連結会社間の取引は相殺消去しても差し支えないでしょうか。

(A)

派生商品取引及び長期決済期間取引等のオフ・バランス取引についても、本支店間または連結会社間の取引は連結決算上、相殺消去すべき取引であり、リスク・アセットに計上する必要はありません。

<FRAの契約期間>

【関連条項】第79条の2第3項

第79条の2-Q5 カレント・エクスポージャー方式において、FRAの契約期間はどのように取扱うのですか。

(A)

FRA（Forward Rate Agreement）取引の契約期間については、契約日（取引日）を初日とし、契約実行日（資金決済日）を期日とするものとします。

<先物為替予約延長時の原契約期間>

【関連条項】第79条の2第3項

第79条の2-Q6 カレント・エクスポージャー方式において、先物為替予約の延長が行われた場合、当該取引の原契約期間はどのように考えますか。

(A)

先物為替予約の延長が行われた場合、当該取引の原契約期間は、延長手続日（延長した予約のスタート日）から新期日までとします。

<IMM ロール取引>

【関連条項】第79条の2第3項

第79条の2-Q7 カレント・エクスポージャー方式において、金利スワップにおけるIMM ロール取引の“1年もの”はすべて「1年」として取扱ってよいでしょうか。

(A)

金利スワップにおけるIMM ロール取引の“1年もの”は、実日数が365日を超えるケースも含めすべて「1年」として取扱って差し支えありません。

<ウォーク・アウェイ条項>

【関連条項】第79条の2第2項・3項

第79条の2-Q8 相対ネットティングにウォーク・アウェイ条項を含む場合の扱いはどうなりますか。

(A)

ウォーク・アウェイ条項（注）を含む契約に関しては、与信相当額の算出に際しネットティング効果を勘案することはできません。

（注）ウォーク・アウェイ条項とは、債務不履行当事者がネット債権者となった場合であっても、債務不履行当事者の取引相手方が支払額を限定ないし全く支払わないことを許容する条項をいいます。

<相対ネットティング契約の法的有効性>

【関連条項】第79条の2第2項第2号、第79条の3第1項、第103条、第104条、第113条第2項及び第3項

第79条の2-Q9 「法的に有効な相対ネットティング契約」とは、具体的にどのような契約をいうのですか。（平成18年7月28日追加）

(A)

「法的に有効な相対ネットティング契約」とは、関係各国の法律の下において法的有効性を有している相対ネットティング契約のことをいいます。

法的有効性は、具体的には、法的紛争が生じた場合、関連する法律に照らして、銀行のエクスポージャーが当該ネットティング契約の下でネットされた額に止まると所管の法廷および当局が判断する

であろうことを示す、書面による合理的な法的見解（リーガル・オピニオン）が存在していることを確認することによって判断するものとします。

なお、関連する法律とは、次のとおりです。

- ・ 取引相手に設立の許認可を与えた国の法律、また、取引相手の海外支店が含まれる場合、上記に加え当該支店の所在する国の法律
- ・ ネットティングの対象となる個々の取引に係る法律
- ・ ネットティングを実行するために必要な契約に係る法律

<相対ネットティング契約の法的有効性>

【関連条項】第 79 条の 2 第 2 項第 2 号、第 79 条の 3 第 1 項、第 103 条、第 104 条、第 113 条第 2 項及び第 3 項

第 79 条の 2-Q10 相対ネットティング契約の法的有効性に関する書面による合理的な法的見解（リーガル・オピニオン）の存在は、どのように確認すればよいのでしょうか。また、個々の相対ネットティング契約毎にリーガル・オピニオンを取得しておくことが必要ですか。（平成 18 年 7 月 28 日追加）

(A)

各金融機関は、外部の法律事務所、自行の法務関連部署等にリーガル・オピニオンを作成させるなど、最も適切と考えられる方法で合理的な法的見解が存在することを確認することが必要です。

また、規制上、個々の相対ネットティング契約毎にリーガル・オピニオンを取得することは必ずしも必要とされませんが、各金融機関は、締結されている個々の相対ネットティング契約について、取得済のリーガル・オピニオンに照らして法的に有効であると判断されることを確認し、必要と判断される場合には、当該リーガル・オピニオンを補強することが必要と考えられます。

<相対ネットティング契約の対象取引>

【関連条項】第 79 条の 2 第 2 項 2 号、第 79 条の 3 第 1 項、第 103 条、第 104 条、第 113 条第 2 項及び第 3 項

第 79 条の 2-Q11 相対ネットティング契約の対象取引に、与信相当額の算出対象から除外することが認められている取引（原契約期間が 5 営業日以内の外国為替関連取引）が含まれている場合には、どのように扱いますか。（平成 18 年 7 月 28 日追加）

(A)

相対ネットティング契約の対象取引に、与信相当額の算出対象から除外することが認められている取引が含まれている場合には、銀行はネットティング効果を勘案する際に、当該取引を含める方式と含めない方式の何れかを選択して差し支えありません。

ただし、この選択は原則として変更することはできないものとします。

【第6章（標準的手法）－第4節の2（未決済取引）関係】

<未決済取引及び長期決済期間取引の取扱い>

【関連条項】第79条の5等

第79条の5-Q1 未決済取引に係る信用リスク・アセットの額を算出する上で、長期決済期間取引との関係についてどのように整理すればよいですか。（平成20年3月31日追加）

(A)

「未決済取引」とは、ある取引について約定がなされた後、有価証券の引渡しや資金の支払といった決済が完了していない取引を指し、第79条の5において「同時決済取引」と「非同時決済取引」の二つに分け、それぞれについて信用リスク・アセットの額の算出方法を定めています。

いずれも約定日以降は「未決済取引」に該当しますが、「同時決済取引」の場合、約定上の決済期日後において有価証券等の引渡し又は資金の支払が行われていない営業日数（「経過営業日数」）が4日以内であれば、未決済取引としての信用リスク・アセットの額の算出を要しません。「非同時決済取引」の場合も、取引の相手方による反対取引の約定決済日（所謂「第二期日」）に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行うものについて、約定日から当該有価証券等の引渡し又は資金の支払を行う日（所謂「第一期日」）までの間は、未決済取引としての信用リスク・アセットの額の算出を要しません。

ただし、約定日から受渡し又は決済期日までの期間が5営業日（ $= t + 5$ ）又は市場慣行による期間を超えることが予め決まっている（約定されている）取引は「長期決済期間取引」とされ、上記、「未決済取引」としての信用リスク・アセットの額の算出を要しないとされる期間においても、カレント・エクスポージャー方式等により算出した与信相当額に、取引の相手方に応じたリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額として計上する必要があります。

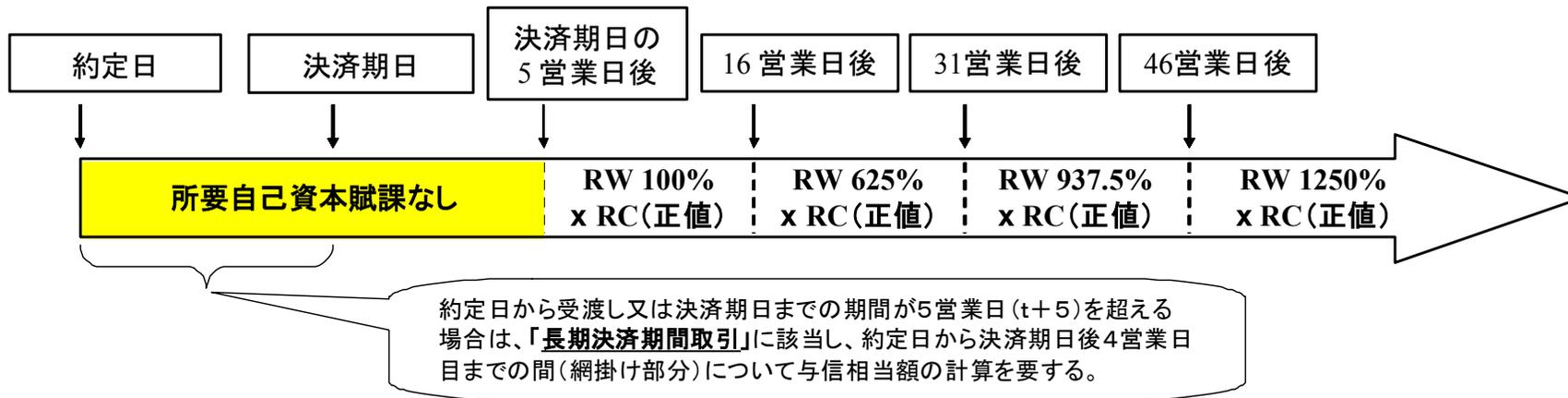
なお、「長期決済期間取引」についても、「同時決済取引」の場合は、約定上の決済期日後において有価証券等の引渡し又は資金の支払が行われていない営業日数（ $=$ 経過営業日数）が5日以上となる時点から、また、「非同時決済取引」の場合は、取引の相手方に対し、反対取引に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日（第一期日）以降は、「未決済取引」としての信用リスク・アセットの額の算出が必要となることに留意が必要です。

(表1)

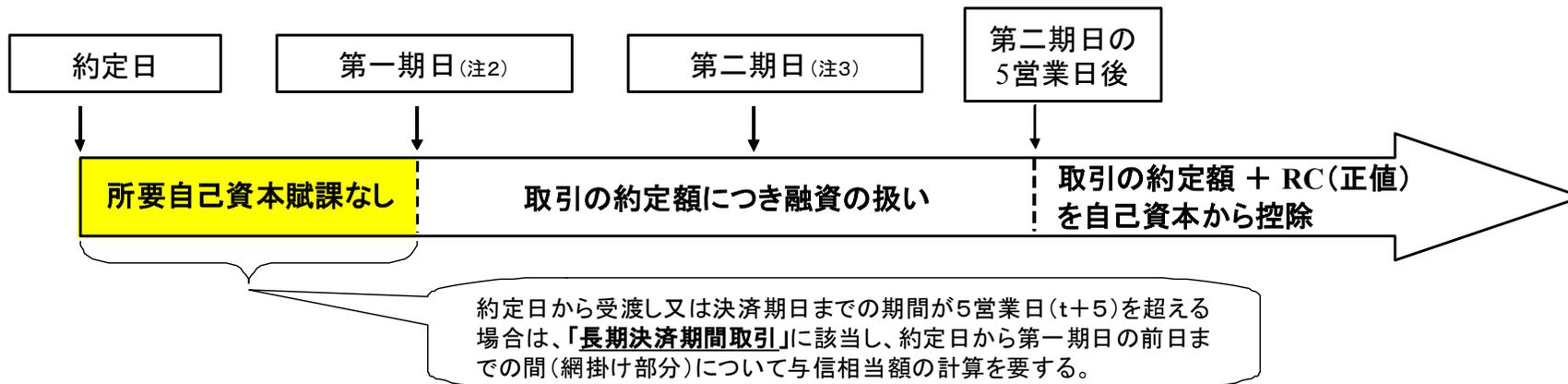
		条件		信用リスク・アセットの額（又は自己資本控除額）の算出方法
同時決済取引	約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を <u>超えない</u> ことが約定されている	約定上の決済期日まで		算出不要
		約定上の決済期日の4営業日後まで		算出不要
		約定上の決済期日の5営業日以降		正の再構築コスト×経過営業日数に応じたリスク・ウェイト（図1参照）
	約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を <u>超える</u> ことが約定されている【長期決済期間取引】	約定上の決済期日まで		与信相当額×取引の相手方に応じたリスク・ウェイト
		約定上の決済期日の4営業日後まで		
		約定上の決済期日の5営業日以降		正の再構築コスト×経過営業日数に応じたリスク・ウェイト（図1参照）
非同時決済取引	約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を <u>超えない</u> ことが約定されている	相手方に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行う場合	第一期日まで	算出不要
			第一期日から第二期日の4営業日後まで	取引の約定額×取引の相手方に応じたリスク・ウェイト
			第二期日の5営業日以降	取引の約定額+正の再構築コストを自己資本から控除
		相手方に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行わない場合		
	約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を <u>超える</u> ことが約定されている【長期決済期間取引】	相手方に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行う場合	第一期日まで	与信相当額×取引の相手方に応じたリスク・ウェイト
			第一期日から第二期日の4営業日後まで	取引の約定額×取引の相手方に応じたリスク・ウェイト
			第二期日の5営業日以降	取引の約定額+正の再構築コストを自己資本から控除
		相手方に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行わない場合		

未決済取引及び長期決済期間取引の取扱い

・ 同時決済取引



・ 非同時決済取引



(注1) 「RC」(Replacement Cost)とは、当該取引の再構築コストを指す。

(注2) 「第一期日」とは、反対取引に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行う日を指す。

(注3) 「第二期日」とは、反対取引の約定決済日を指す。

【第6章（標準的手法）－第5節（信用リスク削減手法）関係】

<手法の選択>

【関連条項】第85条

第85条-Q1 内部格付手法採用行が重要性の原則等に基づいて標準的手法を適用する部分について、適格金融資産担保の勘案方法として、「包括的手法」と「簡便手法」を併用することは可能ですか。

(A)

内部格付手法採用行は、原則として、包括的手法を用いることが必要です。ただし、重要性の原則等に基づいて標準的手法を用いる部分については、マーケット・リスク相当額の算出の対象となっている資産に関するオフ・バランス取引又は派生商品取引の与信相当額について信用リスク削減手法を適用する部分以外の部分について統一的に使用する限り、簡便手法を用いることが認められます。

<手法の選択>

【関連条項】第85条

第85条-Q2 適格金融資産担保の勘案方法として「簡便手法」と「包括的手法」のいずれかを選択することとされていますが、いずれか一方から他の手法への変更は認められますか。

(A)

いずれかの手法を継続的に用いることが原則ですが、リスク管理の高度化等に伴い、簡便手法から包括的手法に移行することは認められます。

<担保の相関>

【関連条項】第87条

第87条-Q1 「適格金融資産担保付取引の取引相手の信用リスクと当該適格金融資産担保の信用リスクが顕著な正の相関を有する場合」とは、どのような場合を指すのですか。

(A)

少なくとも、当該企業を連結対象とする企業、及び、当該企業の子会社の発行する証券は、原則として顕著な正の相関を有するものとして扱うべきと考えられます。

ただし、顕著な正の相関の有無は、基本的には、各金融機関において、適切なリスク管理の観点から確認すべきものであり、関連会社や系列会社等についても、担保として不適格と考えられる程度の相関の高さが認められる場合には、各金融機関の判断により、不適格にすべきものと考えられます。

<適格金融資産担保の格付>

【関連条項】第 89 条第 4 号及び第 5 号

第 89 条-Q1 適格金融資産担保の要件として第 89 条第 4 号及び第 5 号に規定されている「適格格付機関」は、標準的手法においてリスク・ウェイトを算出するために自行が用いることを選択した適格格付機関と異なる適格格付機関でもよいのですか。

(A)

金融資産担保の適格性判断のために使用できる格付の範囲は標準的手法のリスク・ウェイトの算出のために使用できるものと同じですが、標準的手法においてリスク・ウェイトを算出するために自行が選択したものと異なる適格格付機関の格付を、金融資産担保の適格性判断のために使用することも認められます。

<指定国の代表的な株価指数>

【関連条項】第 89 条第 6 号

第 89 条-Q2 第 89 条第 6 号の「指定国の代表的な株価指数」とはどのようなものを指しますか。(平成 20 年 3 月 31 日修正)

(A)

第 89 条第 6 号に規定する「指定国の代表的な株価指数」の具体的な内容は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」Ⅳ-2-3-(3)-③に規定されていますのでご参照下さい。

<適格金融資産担保>

【関連条項】第 89 条

第 89 条-Q3 適格金融資産担保となる「自行預金」の範囲はどこまでですか。(平成 18 年 7 月 28 日追加)

(A)

適格金融資産担保となる「自行預金」には、自行の預金のほか、債券および信託受益権（元本補填契約が締結されているものに限る。）等が含まれます。

<ボラティリティ調整率と行内担保掛目>

【関連条項】第 97 条

第 97 条-Q1 包括的手法のボラティリティ調整率を用いる場合、行内与信管理上の担保掛目と異なってもよいのですか。

(A)

「自行推計ボラティリティ調整率」を用いる場合には、その推計に用いられるデータが行内のリスク管理でも用いられていることが必要になります（第 97 条第 2 項第 1 号）。しかし、「標準的ボラティリティ調整率」を用いる場合には、そのような要件はありません。

<担保付デリバティブ取引の計算方法>

【関連条項】第 113 条、第 79 条の 2、第 88 条

第 113 条-Q1 担保付デリバティブ取引（いわゆる CSA 契約による取引）の資本賦課は具体的にどのようなように計算すればよいですか。（平成 25 年 3 月 28 日修正）

(A)

第 79 条の 2 において再構築コスト（RC）が零を下回ることができないとされているのは、負の再構築コストによりアドオンを相殺することを認めない趣旨です。これに対し、いわゆる CSA 契約による取引の場合には、差入れられた担保をエクスポージャーと認識するのに対応し、負の再構築コストを認識することが認められます。しかし、負の再構築コストによりアドオンを相殺することを認めないという第 79 条の 2 の趣旨は CSA 契約による取引でも妥当します。その上で、例えば、イニシャルマージンなど、再構築コストを上回る担保を徴求している場合には、当該超過担保によって、アドオンを相殺することは可能です。

<担保付デリバティブ取引におけるアドホック・コール>

【関連条項】第 113 条、第 100 条

第 113 条-Q2 担保付デリバティブ取引（いわゆる CSA 契約による取引）に担保の随時請求（アドホック・コール）条項が付されている場合には、最低保有期間に基づくボラティリティ調整率を追加的な調整なしに適用できると考えてよいですか。

(A)

最低保有期間に基づくボラティリティ調整率を適用するためには、担保額調整について随時請求が契約上可能となっているだけでなく、少なくとも、日次の時価評価が行われ、当該評価に基づいてコールを適切に運用できる体制となっていることが必要と考えられます。

<貸出金と自行預金の相殺の約定>

【関連条項】第 117 条

第 117 条-Q1 「貸出金と自行預金の相殺」に関する約定としては、どのようなものが考えられますか。

(A)

「貸出金と自行預金の相殺」としては、各行が定める銀行取引約定書、消費者ローン契約書及び BBA (British Bankers Association) International Deposit Netting Agreement 等、「当該債権」と「当該定期性預金」の法定相殺を可能とする相殺適状の特約の条項を有する契約が考えられます。

<第 117 条の「貸出金」>

【関連条項】第 117 条

第 117 条-Q2 「貸出金と自行預金の相殺」における「貸出金」は、コールローンや金融機関への預け金を含みますか。（平成 19 年 3 月 23 日修正）

(A)

「コールローン」や「預け金」は、銀行経理における勘定科目は「貸出金」とは別に設けられていますが、「貸出金と自行預金の相殺」の適用においては「貸出金」として扱うことができるものとします。また同様に、貸出金（コールローンや預け金を含む。）より発生する未収収益についても「貸出金」として取り扱うことができるものとします。

<第 117 条の「自行預金」>

【関連条項】 第 117 条

第 117 条-Q3 「貸出金と自行預金の相殺」における「自行預金」は、満期のない預金（流動性預金）、譲渡性預金、コールマネーを含みますか。

(A)

満期のない預金（流動性預金）及び譲渡性預金については、流動性預金の引出し可能性及び譲渡性預金の譲渡性に照らすと、いずれも受働債権として確実な残存期間を有するということができなため、第 132 条により信用リスク削減手法の残存期間不足による調整が求められる「貸出金と自行預金の相殺」の対象としては不適格となります。コールマネーは自行預金と同様に扱うことで差し支えありません。

<自行預金が継続されないリスクの監視及び管理>

【関連条項】 第 117 条

第 117 条-Q4 自己資本比率の算出において「貸出金と自行預金の相殺」を行う場合、第 117 条第 1 項第 3 号において「自行預金が継続されないリスクが監視及び管理されていること」が要件とされていますが、具体的にどのような監視・管理を行うことが必要なのでしょうか。（平成 18 年 7 月 28 日追加）

(A)

少なくとも、期日管理を行い、受働債権の期日落ちによって当然にネットィング効果が消滅し、エクスポージャーが増加するような管理は必要です。金利動向に起因する預金の途中解約などのリスクについては、各金融機関のリスク管理上の判断に基づいて監視・管理すべきものと考えます。

<信用状付輸出手形の買取り>

【関連条項】 第 118 条

第 118 条-Q1 信用状付輸出手形の買取りについては、どのように取扱われるのですか。

(A)

信用状付輸出手形の買取りは、信用状を発行した金融機関の保証付き債権として取扱います。

<保証予約>

【関連条項】 第 118 条、第 119 条

第 118 条-Q2 債務者の信用状態の悪化に起因して正式保証への切り替えを予定している、いわゆる保証予約について、信用リスク削減効果を認識することは認められますか。

(A)

当該保証を行っている会社の財務諸表上において債務者に対する保証予約が債務保証および保証類似行為として注記されている場合、又はその内容が法的に保証と同等の効力を有することが明らかである場合で、当該会社の正式な内部手続を経ていることが文書その他により確認でき、当該会社が十分な保証能力を有するものについては、信用リスク削減効果が認められると考えられます。

< 自行の債務保証に対する裏保証 >

【関連条項】 第 118 条、第 119 条

第 118 条-Q3 自行の債務保証に対して他の金融機関又は証券会社から裏保証を受けた場合のリスク・ウェイトは、どのようになりますか。

(A)

自行の債務保証に対して他の金融機関又は証券会社から裏保証を受けた場合のリスク・ウェイトは、第 118 条、第 119 条等の保証の要件を満たす限り、次のとおりとなります。

- ・ 他の金融機関又は証券会社の裏保証部分は、原債務者と裏保証を行った金融機関又は証券会社のいずれか低い方のリスク・ウェイトを適用する。
- ・ 裏保証のない部分は原債務者に対するリスク・ウェイトを適用する。

< 公的保証等 >

【関連条項】 第 118 条、第 119 条、第 122 条

第 118 条-Q4 国際協力銀行保証、日本政策投資銀行保証、日本貿易保険の保険等といった公的な保証・保険は、適格な保証となりますか。

(A)

保証の要件を満たす限り、適格な保証として扱うことができます。

< ISDA マスターアグリーメントの早期終了事由 >

【関連条項】 第 118 条第 3 号

第 118 条-Q5 ISDA マスターアグリーメントに基づく取引では、カウンターパーティがデフォルトに至る以前に早期終了事由の発生による既存取引の一括清算を行う場合がありますが、これは第 118 条第 3 号の「信用リスク削減効果の提供が中止されないこと」には該当しないと考えてよいですか。

(A)

現時点では、現行の ISDA マスターアグリーメントによる早期終了の発生可能性により、例えば、ク

レジット・デリバティブが信用リスク削減手法の適格要件を充足しないという懸念は有しておりません。

<元本保証商品の取扱い>

【関連条項】 第 119 条、第 126 条

第 119 条-Q1 元本部分の返済は保証されているが、金利部分の返済は原債権の実績に連動している場合、元利ともに元本部分の保証人向けのエクスポージャーとして扱って良いですか。(平成 19 年 5 月 9 日追加)

(A)

第 119 条第 1 項第 2 号に規定されている通り、標準的手法を採用する金融機関が保証を信用リスク削減手法として用いる場合、被保証債権の債務者が当該金融機関に支払うべき債務のうち、手数料、利息、その他の元本以外の関連債務も保証の対象としている必要があります。もっとも、被保証債務が元本のみである場合には、当該金融機関は元本以外の関連債務は保証されていないものとして認識し、第 126 条に基づき、元本部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することは可能です(第 119 条第 2 項)。すなわち、当該金融機関は、元本部分は保証人向けのエクスポージャーとして取扱い、保証人のリスク・ウェイトを元本部分に対応するエクスポージャーの額に適用する一方、金利部分等の元本以外の関連債務については、それに対応するエクスポージャーの額を特定した上で、原債権のリスク・ウェイトを適用することとなります。

こうした中、金利部分が株式やヘッジファンド等の原債権の実績に連動している場合、金利部分の与信相当額の特定が困難であることが想定されますが、その際は、被保証債務である元本部分を保証人のリスクに応じた割引率で現在価値に割り引いた額を元本部分のエクスポージャーの額とし、残余の額を金利部分のエクスポージャーの額とすることも可能です。

<ビッグバンプロトコル>

【関連条項】 告示第 120 条第 4 号

第 120 条-Q1 契約当事者ではなく決定委員会 (Credit Derivatives Determinations Committee) が信用事由の認定を行うクレジット・デリバティブについて、信用リスク削減手法として用いることができますか。(平成 25 年 3 月 28 日追加)

(A)

プロテクションの購入者である銀行が決定委員会に対して信用事由の認定に関する決議の要求を行うことが可能であり、かつ、決定委員会がプロテクション提供者に対して独立的な立場を確保している場合、当該クレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いることが可能です。

<保証及びクレジット・デリバティブの計算方法等>

【関連条項】 第 124 条

第 124 条-Q1 中央政府等が外国通貨建てのエクスポージャーに対して外国通貨建てで保証等を行っ

ている場合、当該保証部分等に適用される「保証人…のリスク・ウェイト」(第 124 条)はどのように決定されますか。

(A)

中央政府等が外国通貨建てで保証等を行う場合、「保証人…のリスク・ウェイト」は、中央政府等の外国通貨建て格付に基づいて決定します。

<免責額の扱い>

【関連条項】第 125 条

第 125 条-Q1 クレジット・デリバティブ契約における「Payment Requirement」(2003 ISDA Credit Derivatives Definitions Section 4.8(d))は第 125 条の「免責額」に該当しますか。

(A)

「Payment Requirement」は、市場慣行により設定される限り(即ち、設定された閾値が多額でなく、かつ、設定された閾値を超えれば全額の支払を受けられる性格のものであることにより、実質的に全額の支払を受けられる蓋然性が確保されるということができ、リスク移転を制限する目的で設定するものでないと言える限り)、「免責額」に該当しないものとします。

<自動継続定期預金の残存期間>

【関連条項】第 130 条、第 117 条

第 130 条-Q1 「貸出金と自行預金の相殺」の規定により預金の信用リスク削減効果を勘案する場合、自動継続定期預金の残存期間はどのように判断しますか。(平成 18 年 7 月 28 日追加)

(A)

預金者の裁量により自動継続を停止できることから、自動継続定期預金の残存期間は、次回の自動継続日までの期間となります。

<据置期間のある定期預金の残存期間>

【関連条項】第 130 条、第 117 条

第 130 条-Q2 「貸出金と自行預金の相殺」の規定により預金の信用リスク削減効果を勘案する場合、期日指定定期預金など、一定期間据置後は解約が自由である定期預金の残存期間はどのように判断しますか。(平成 18 年 7 月 28 日追加)

(A)

据置期間経過後は解約が自由であることから、据置期間満了時までが残存期間となります。

<質権を設定した預金のマチュリティ・ミスマッチ>

【関連条項】第 130 条

第 130 条-Q3 質権を設定した預金について、マチュリティ・ミスマッチによる調整が必要となりますか。(平成 18 年 7 月 28 日追加)

(A)

担保対象預金が定期預金として継続されない場合、満期後預金若しくは供託金の上に引続き質権を維持するか、又は、速やかに回収することとされているときは、マチュリティ・ミスマッチによる調整は不要と考えられます。

総合口座における当座貸越についても、預金に質権が設定されている場合には、同様となります。

<根担保・根保証契約におけるマチュリティ・ミスマッチ>

【関連条項】 第 130 条

第 130 条-Q4 担保・保証が「一定期間内に発生する与信をその満期まで担保・保証する」ものである場合、マチュリティ・ミスマッチについてどのように扱いますか。(平成 18 年 7 月 28 日追加)

(A)

一定期間内に発生する与信をその満期まで担保・保証するのであれば、当該一定期間内に発生し、既にオンバランスで認識されている与信については、マチュリティ・ミスマッチの問題は生じません。

他方、このような担保・保証の提供を受けた銀行がコミットメント契約を行っており、オフバランスの与信相当額に対して担保・保証の効果を勘案する場合であって、コミットメントの期間よりも担保・保証契約に定める「一定期間」が短いときは、マチュリティ・ミスマッチが問題となります。

この場合、与信相当額のマチュリティは、コミットメント契約の残存期間と、コミットメントによって実行され得る与信の最長の満期の合計とします。

<担保付デリバティブ取引のマチュリティ・ミスマッチ>

【関連条項】 第 130 条、第 113 条

第 130 条-Q5 担保付デリバティブ取引（いわゆる CSA 契約による取引）について、マチュリティ・ミスマッチによる調整が必要となりますか。(平成 18 年 7 月 28 日追加)

(A)

担保付デリバティブ取引において、適時に担保差入れを請求できる契約内容および体制となっており、かつ、当該担保差入れがなされないことがデフォルト事由に該当し、強制的に与信を回収できるのであれば、マチュリティ・ミスマッチの考慮は不要です。

<エクスポージャーの残存期間>

【関連条項】 第 130 条

第 130 条-Q6 約定弁済が行われる場合、その部分については、最終弁済日ではなく、約定弁済日までの期間を残存期間とすることはできますか。(平成 18 年 7 月 28 日追加)

(A)

約定弁済が行われる部分については、約定弁済日までの期間を残存期間とすることができます。その場合、次のように取扱います。

- ① 信用リスク削減手法の満期よりも前に約定弁済が行われる部分については、マチュリティ・ミスマッチに関する調整は不要となります。
- ② 信用リスク削減手法の満期よりも後に約定弁済される部分については、第 132 条に基づき、マチュリティ・ミスマッチに関する調整を行います。